

JESC 規格の改定，電気設備の技術基準の解釈への引用要請
及び民間自主規格の改定について

日電規委 26 第 0017 号
平成 26 年 7 月 23 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は，JESC 規格の改定，電気設備の技術基準の解釈への引用要請及び民間自主規格の改定について，平成 26 年 9 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますのでお知らせいたします。ご意見のある方は，理由を付して文書でご提出ください。

1．件名

- (1) JESC 規格（JESC E2017）の改定と引用要請について
- (2) 「変電所等における防火対策指針」（JESC E0012）の改定について
- (3) 「電力貯蔵用電池規程」（JESC E0007）の改定について
- (4) 「系統連系規程」（JESC E0019）の一部改定について

2．案件の趣旨，目的，内容等について

- (1) JESC 規格（JESC E2017）の改定と引用要請について

a．改定と引用を要請した委員会

送電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b．改定と引用の趣旨，目的，内容等

「免震建築物における特別高圧電線路の施設」（JESC E2017）は，電気設備の技術基準の解釈に引用された規格であって，制定から約 5 年が経過したことから，JESC 運営要領に基づき規定内容の確認を行いました。確認の結果，規定内容は適正であると判断しましたが，当該規格内の技術的規定で引用している電気設備の技術基準の解釈が改正されたこと等により，今回，当該規格を改定し，電技解釈第 132 条への引用要請を行うものです。

- (2) 「変電所等における防火対策指針」（JESC E0012）の改定について

a．改定を要請した委員会

発変電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b．改定の趣旨，目的，内容等

「変電所等における防火対策指針」（JESC E0012）は，変電所等における消防火設備の設計，施工及び装備等に関する民間自主規格として昭和 52 年 4 月に発刊されて以来，広く関係方面で活用されています。当該指針については，引用した関係法令の改廃や消防火設備等に関する当時の新技術を反映することを目的に，平成 14 年に改定を行っていますが，前回の改定から約 10 年が経過したことから，今回，関係法令や規格を確認し，改定を行うものです。

- (3) 「電力貯蔵用電池規程」（JESC E0007）の改定について

a．改定を要請した委員会

発変電専門部会（事務局：一般社団法人 日本電気協会）

b．改定の趣旨，目的，内容等

「電力貯蔵用電池規程」（JESC E0007）は，電力負荷平準化等に寄与する電力貯蔵用電池の工事・検査及び維持に関する技術的事項等について規定した民間自主規格として平成 12 年に制定し，広く関係方面で活用されています。当該規程については，電気事業法施行規則等の一部改正及びニッケル水素電池に関する技術事項の反映を目的とした改定作業を実施し，平成 22 年 6 月に改定したところですが，平成 23 年 7 月に電気

設備の技術基準の解釈が改正されたことから、今回、関係法令や規格を確認し、改定を行うものです。

(4) 「系統連系規程」(JESC E0019)の一部改定について

a. 改定を要請した委員会

系統連系専門部会(事務局:一般社団法人 日本電気協会)

b. 改定の趣旨,目的,内容等

「系統連系規程」(JESC E0019)は、太陽光発電設備等の分散型電源の系統連系関係の業務に従事される方々が系統連系に関する協議を円滑に進められるよう、電気設備の技術基準の解釈及び電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの内容をより具体的に示した民間自主規格です。次の事項を反映するために、今回、当該規程の一部を改定するものです。

- ・ FRT 要件と保護リレー等の整定値との整合性の明確化
- ・ 特別高圧電線路における保護リレーに係わる規定の追加
- ・ 特別高圧電線路における電圧・周波数の適正維持に係わる規定の明確化
- ・ 異なる種類の発電設備等を組み合わせる場合の FRT 要件の明確化
- ・ 風力発電設備(小型)他に係る FRT 要件の規定の追加

3. 引用要請の提出予定

平成 26 年 9 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。資料を電子データで送付することもできます。また、郵送による資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。

ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費をご負担願います。

(問い合わせ先,意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局((一社)日本電気協会内)

住 所 : 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4F

電 話 : 03-3216-0553 (内線 270)

ファックス : 03-3216-3997

電子メール : JESC の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームから、お願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日:平成 26 年 7 月 23 日(水)

受付終了日:平成 26 年 8 月 25 日(月)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先(住所,電話番号,ファックス番号又は電子メールアドレス)を明記の上,書面又は電子メールにてご提出くださるようお願いいたします。

また,いただきましたご意見等につきましては,連絡先を除き,ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考:日本電気技術規格委員会は,電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議,承認する公正・中立な民間規格評価機関として,平成 9 年に設立された委員会です。上記案件は,委員会の規約に基づいて公表するものです。